

答 申

第1 審査会の結論

行政文書の開示請求に対する宮城県教育委員会の決定のうち、次の行政文書を保有していないとする部分は、妥当である。

平成11年度教育事務所等学校給食担当指導主事及び事務担当者会議に係る会議録

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、宮城県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、平成11年7月26日に、次の行政文書について、開示の請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

- (1) 学校給食基本調査(平成11年度分)
- (2) 学校給食優良校(平成11年度分)
- (3) 教育事務所等学校給食担当指導主事及び事務担当者会議(平成11年度分)
- (4) 食器関係調査(平成10年度分)

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの(以下「本件行政文書」という。)を特定した。

- (1) 平成11年度学校給食基本調査について
- (2) 平成11年度学校給食優良校に係る次の行政文書
 - イ 平成11年度学校給食表彰の推薦について(依頼)
 - ロ 平成11年度学校給食表彰の推薦について(通知)
 - ハ 平成11年度学校給食表彰候補校等の実地審査について
 - ニ 平成11年度学校給食表彰の推薦について(報告)
- (3) 平成11年度教育事務所等学校給食担当指導主事及び事務担当者会議に

係る次の行政文書

- イ 平成11年度教育事務所等学校給食担当指導主事及び事務担当者会議について（通知）
 - ロ 平成11年度教育事務所等学校給食担当指導主事及び事務担当者会議に係る会議資料
- (4) ポリカーボネート製の学校給食用食器の使用状況等調査（平成10年度）
なお，上記(3)の会議に係る会議録は存在しなかった。

その上で，実施機関は，本件行政文書のうち(2)の八及び二の一部を除いて開示し，上記(3)の会議に係る会議録については保有していない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い，本件行政文書のうち(2)の八及び二の一部について開示をしない理由を次のとおり付記して，平成11年8月9日，異議申立人に通知した。

イ 条例第8条第2号に該当する。

個人に関する情報であって，特定個人が識別され，又は識別され得るものがある。

ロ 条例第8条第5号に該当する。

国（文部省）との間における審議，検討に関する情報であって，決定までの意思形成に支障が生じるおそれがある。

- 3 異議申立人は，平成11年8月25日，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により，本件処分のうち，上記2の(3)の会議に係る会議録を保有していないとする部分を不服として，実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は，本件処分のうち，平成11年度教育事務所等学校給食担当指導主事及び事務担当者会議（以下「学校給食担当者会議」という。）に係る会議録を保有していないとする部分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議中立書，意見書及び審査会における意見陳述で主張している異議申立ての内容を総合すると，おおむね次のとおりである。

- (1) 学校給食担当者会議は税金で賄う会議なので，県民に知らせる義務があり，会議録を保有していないとは考えられない。会議録は必ずあるはずである。
- (2) いかにも上意下達とはいえ，現場の意見が全く出ない会議というものは考えられない。現場の意見から学ぶことなしには方針は改善できない。それとも，問答無用の通達行政だったのか。
- (3) 行政の流れがいつでも報告できるためにも討議資料は整備されてあるべきである。
- (4) 会議記録の中には資料も入る。通達資料をぜひ開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると，おおむね次のとおりである。

学校給食担当者会議は，教育事務所等の学校給食担当指導主事及び事務担当者に対して，会議資料に基づき，実施機関の職員が趣旨説明をする内容の会議のため，従来から会議録を整理せず，資料のみの保存の形式をとっている。つまり，会議録は作成していないことから，当該会議録は存在しないものである。また，平成11年度学校給食担当者会議においては，質疑応答もなかったため，その内容を記録したものも存在しないものである。

このため，本件開示請求に係る行政文書のうち，当該会議録以外のものについては，部分開示決定とするとともに，開示の際に，当該会議録については保有していないこと及びその理由について口頭で説明を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は，「地方自治の本旨にのっとり，県民の知る権利を尊重し，行政文書の

開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 異議申立ての対象となった本件処分に係る行政文書等について

(1) 教育事務所等学校給食担当指導主事及び事務担当者会議について

学校給食担当者会議は、学校給食指導の充実及び衛生管理の徹底を図ることを目的として、宮城県各教育事務所、仙台市教育委員会等において学校給食を担当している指導主事及び事務担当者を対象として開催された会議である。

学校給食担当者会議の内容は、会議資料の次第から、主に説明事項と協議事項に分かれていること、また、説明事項については、学校給食の現状と課題、平成 11 年度年間行事、学校給食の指導・栄養管理・衛生管理、学校給食表彰、学校給食基本調査等をテーマとし、協議事項については、管内別学校給食研究協議会の持ち方、学校給食実施校における給食運営状況等をテーマとしたものと認められる。

なお、会議資料は、年間行事予定表、実施機関が実施している各種研修に係る実施要項、学校栄養職員の職務内容に係る国からの通知文書、宮城県健康教育推進学校受賞校一覧表、当該会議出席者名簿のほか、協議事項に対する教育事務所等からの回答内容があらかじめ取りまとめられた資料等からなる。

(2) 異議申立ての対象となった本件処分に係る行政文書について

異議申立ての対象となった本件処分に係る行政文書は、学校給食担当者会議の会議内容が記録された会議録であると考えられる。

3 学校給食担当者会議に係る会議録の存否について

実施機関は、学校給食担当者会議は会議資料に基づき趣旨説明をする内容の会議であり、会議において質疑応答もなされなかったため、会議資料のみを保存し、会議録は作成していないと主張しているため、以下当該会議録の存否について検討する。

一般に、会議は、その性格、開催趣旨から二つに大別されると考えられる。一つは、各種審議会、審査会等であるが、これは、ある議題に対する会議体としての結論や方向性を得るために開催されるものである。そして、当該会議等が開催されると、会議録の作成に係る根拠規程はないものの、会議等に係る日時、場所、出席者名、議事内容等が記録された会議録が作成されることが多い。これは、会議体としての結論や方向性を見いだすまでの意思形成過程を明らかにするために記録されるものと考えられるが、議事内容の記録方法については、逐語による記録、概要による記録、要点筆記など、会議体として必要な形式で調製されるものである。これに対し、特定事務を担当する職員を対象とする説明会、連絡会議等は、事務に対する共通認識を持ち、当該事務の適切な執行に資することを目的として開催されると考えられ、このような性格の会議等は、会議録が作成されない場合もある。

学校給食担当者会議は、学校給食指導の充実及び衛生管理の徹底を図ることを目的として開催された会議である。当該会議の運営は、説明事項については、実施機関の職員から会議資料に基づき説明が行われ、協議事項については、教育事務所等の回答内容があらかじめ取りまとめられた会議資料に基づき意見交換が行われている。このことから、当該会議の性格は、後者の性格の会議と考えられる。

以上のことを踏まえ、当審査会が事情聴取等の調査を行ったところ、次の理由により、実施機関は学校給食担当者会議に係る会議録を保有していないと認められる。

イ 実施機関が、本件開示請求の対象となった学校給食担当者会議に係る行政文書を調査したところ、当該会議に係る開催通知及び会議資料は保有していたものの、当該会議に係る会議録の存在は確認できなかったこと。

ロ 当審査会の調査においても、実施機関が本件異議申立ての対象となった学校給食担当者会議に係る会議録を作成している状況は認められず、当該文書の存在を確認できなかったこと。

4 結論

以上のとおり、行政文書の開示請求に対する実施機関の決定のうち、学校給食担当者会議に係る会議録を保有していないとする部分は、妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
12 . 6 . 19	諮問を受けた。(諮問第90号)
12 . 7 . 17	異議申立人から意見書を受理した。
12 . 7 . 27 (第141回審査会)	事案の審議を行った。 異議申立人から意見等を聴取した。
12 . 8 . 8 (第142回審査会)	実施機関(教育庁健康教育課)から開示決定等の理由を聴取した。
12 . 9 . 14 (第143回審査会)	事案の審議を行った。
12 . 12 . 6 (第144回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 1 . 26 (第145回審査会)	事案の審議を行った。